3/2 朝日

敵基地攻撃 違憲の指摘

歴代内閣「合憲は最小限・手段ない場合」

元法制局長官「日米安保あれば認められず」

相手の領域内にあるミサイル発射拠点などを直接攻撃する「敵基地攻撃」やその能力の保有は違憲か、合憲か――。今国会で野党側が過去の政府答弁から違憲の可能性を指摘している。これに対し、岸田文雄首相らは合憲だと反論するものの、議論は深まっていない。何が問題で、どんな議論が行われているのか。

政府は昨年12月、国家安全保障戦略など安保関連3文書を改定し、「敵基地攻撃能力（反撃能力）」の保有を決めた。歴代内閣は、敵基地攻撃は「合憲」との見解を示してきた。その根拠は、1956年2月の衆院内閣委員会で、当時の船田中・防衛庁長官が代読した鳩山一郎首相の答弁だ。

「（ミサイルなどによる）攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」

今国会では、この答弁で示された「必要最小限度」「他に手段がない」というのは実際にどんな場合なのかが論点になっている。

3月9日の参院外交防衛委員会。立憲民主党の小西洋之氏は「米国の世界最強の抑止力があるにもかかわらず、なぜ敵基地攻撃能力を持つことが『他に手段のない、万やむを得ない』ことになるのか」と質問した。

防衛省の担当局長は、「ミサイル技術や運用能力の向上は格段の進歩を遂げてきている」と説明し、「我が国を守る力を日本自身がもつことで、日米同盟の抑止力・対処力をさらに増し、武力紛争を起こさせないことが目的だ」と敵基地攻撃能力保有の必要性を訴えた。

これに対し、小西氏は「憲法問題が生じているのに、政府から具体的な説明はない」と反論した。

では、敵基地攻撃をめぐる「必要最小限度」「他に手段がない」というのは、どういう場合が考えられるのか。実は関連する政府答弁がある。

59年3月の衆院内閣委で当時の伊能繁次郎・防衛庁長官は、敵基地攻撃については過去の政府見解を踏襲し、「法理的には自衛の範囲に含まれ、可能」と述べた。その上で、「国連の援助もなし、日米安全保障条約もないというような、他にまったく援助の手段がない場合とは憲法上の解釈の設例としての話」と指摘。「このような事態は今日では現実の問題として起こりがたい。平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持つことは憲法の趣旨ではない」との見解を示した。伊能氏の答弁は敵基地攻撃能力の保有を否定しているとも読める。

さらに、99年8月の衆院安保委では、当時の野呂田芳成・防衛庁長官が「（伊能氏の）答弁は現在でも当てはまる」と述べた。

こうした経緯を踏まえ、1月31日の衆院予算委で共産党の志位和夫氏は、「政府は、敵基地攻撃能力の保有は『必要最小限度』を超えてしまう憲法違反だと言ってきた。整合性をきっちり説明してほしい」と首相に迫った。

首相は「安全保障環境は大きく変化した」として、「米国の打撃力に完全に依存するのではなく、自ら守る努力が不可欠になっている。反撃能力は国民の命を守るために、他に手段のない、必要最小限の措置に当たる」と強調した。

3月9日の衆院憲法審査会では、立憲の奥野総一郎氏も「反撃能力を持つことで、攻撃的な脅威を与える兵器を持たないという（憲法の）制約も消し去られた」と指摘した。

憲法解釈を担う内閣法制局長官を務めた阪田雅裕氏は「伊能氏の答弁は、日米安保条約がある状況では、憲法上、敵基地攻撃能力の保有も認められないという趣旨だ」と解説する。

「敵基地攻撃能力を持った途端に他国に脅威を与える」とし、「平生から攻撃的な脅威を与えるような兵器を持つことは憲法の趣旨ではない」という伊能氏の答弁とも相いれないと指摘する。

また政府は、2014年に憲法解釈を変更して行使を認めた集団的自衛権においても、敵基地攻撃は可能だとの見解を示している。だが学習院大の青井未帆教授（憲法学）は「『自衛権』の意味が鳩山元首相の答弁の時代とはまったく変わった。鳩山元首相の答弁を根拠に敵基地攻撃を合憲とするだけでは説明不足だ」と言う。

9条の専守防衛 論議置き去り

志位氏は1月31日の衆院予算委で、51年前の田中角栄首相（当時）の答弁も取り上げた。田中氏は72年10月の衆院本会議で、「専守防衛というのは防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及び周辺において防衛を行うということ」と述べている。

志位氏は、相手の領域内を攻撃する敵基地攻撃能力の保有は「田中首相の答弁と明らかに矛盾する」と追及した。これに対し、首相は「武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣する、いわゆる海外派兵は、一般的に憲法上許されないことを述べたものだ」と説明し、平行線に終わった。

阪田氏は憲法論議が置き去りになっていると懸念を強める。「憲法9条に基づく専守防衛とは、積極的な攻撃能力を持たないこと。今回のような敵基地攻撃能力を保有するなら、9条改正が必要なのに、国会での議論が極めて乏しい。ロシアのウクライナ侵攻などに便乗し、『自衛の範囲』で収めようとしている。憲法の規範性を回復する作業が必要だ」

（田嶋慶彦）

敵基地攻撃をめぐる政府答弁

これまで ⟶

1956年
鳩山一郎首相

敵基地攻撃

攻撃を防ぐのに必要最小限度の措置をとること、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは法理的には自衛の範囲に含まれ可能

1959年
伊能繁次郎
防衛庁長官

敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有

まったく援助の手段がない事態は現実の問題として起こりがたい。平生から攻撃的な兵器を持つことは憲法の趣旨ではない